

紀美野町集中改革プラン

平成18年12月



趣 旨 1

取組期間 1

主な取組事項

1 . 事務・事業の再編・整理、廃止・統合 2

2 . 業務委託及び指定管理者制度の推進 4

3 . 組織・機構改革について 6

4 . 定員管理の適正化 7

5 . 給与・手当の支給制度等の適正化 8

6 . 公社等の見直し 9

7 . 経費節減等の財政効果 10

8 . 地方公営企業関係 12

<趣 旨>

本町は、旧野上町と旧美里町が平成18年1月1日に新設合併により（人口11,641人面積128.01Km²）誕生した町です。合併まで両町は合併協議会を設置し、まちづくりの方針を示した「新町まちづくり計画」を策定し、使用料等の住民負担、各種補助制度及び施策について「事業の必要性」「受益度合いによる経費負担の平等性」「事業や制度に係る費用対効果」「町財政への影響額」を総合的に調査検証し、調整方針を決定しました。現在は、その調整方針を基準として、より一層の行財政基盤の強化に努めているところであります。

当町は、道路環境の整備、公共交通機関の整備、若者定住環境の整備及び通信環境等の住環境整備が周辺市町と比べ整備レベルが低く、過疎化への悪循環を繰り返しています。その為、人口とともに生産年齢人口が減少していることから町税収入が落込み、また地方交付税制度改革による大幅な収入の減により、一般財源収入が大きく落ち込んでいるのに対し、国の施策による事業の増加及び地方分権一括法の施行に伴う権限の委譲と業務の増加など、かかる経費は増加の一途をたどっています。特に当町は住民サービスが複雑化・高度化しているのに加え、高齢者率（35.2%）が非常に高く老人福祉事業をはじめとする行政サービスを提供できなくなります。

次に当町の財政状況は、義務的経費である人件費と公債費の構成比が全体の43.5%を占め、特に公債費については136億9千万円の地方債を後年度で償還していかななくてはなりません。このような状況の中、平成17年度決算は、財政調整基金の積立と取崩し差額で2億1千万円を繰入れた事で黒字となっていますが、多額の基金の取崩によることでしか経常的経費が賄えない深刻な状態に陥っており、このままでは社会経済や行政需要の変化に適切に対応できない見通しとなっています。

よって当町では、平成19年度より行財政運営の健全化に向けた施策及び事業に適正に取り組みつつ、財政の見直し、効率的な行政運営に向けた事務事業の見直し、人事行政の見直し及び公共施設の統廃合により行財政基盤の強化を図っていきます。

このプランは、国から示されている「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」に基づき、「財政健全化計画」に掲げた内容を補完、整理し、重点的に取り組むべき事項の目標数値を可能な限り明示したものです。

<取組期間>

本計画の取組期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間

< 主な取り組み事項 >

1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
2. 業務委託及び指定管理者制度の推進
3. 組織・機構改革について
4. 定員管理の適正化
5. 給与・手当の支給制度等の適正化
6. 公社等の見直し
7. 経費節減等の財政効果
8. 地方公営企業関係

1. 事務事業の再編、整理、廃止・統合

事務事業等の見直し

事務事業については、社会経済情勢の変化と新たな行政課題や複雑高度化する住民ニーズに対応するため、既存の事務事業の見直しを行うとともに、その事務事業についての必要性及び費用対効果によりレベル分けを行ない、行政運営の効率化に取り組んでいきます。

(1) 公共料金関係の見直し

公共料金については、住民負担の公平性の確保及び受益の度合いにかかる経費負担の平等性に則り、適正な水準への見直しを図っていくこととします。

区分	18年				19年度				20年度				21年度				22年度				23年度
	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	
水道使用料					資料収集 検証期間		調整 期間		周知 期間		運用開始										
徴税等手数料									検 調 整 期		証 明 期 間		周知 期間		運用開始						
公共施設の使用料	各施設共通								資料収集 調整期間		周知 期間		運用開始								

(2) 補助金の見直し

各種団体補助及び事業補助制度等について、各種団体の自立運営の推進、各補助事業の重要性、必要性及び費用対効果と町財政負担の増加を検証し、住民に最も望まれているものに対して、補助していくように努めていきます。

- | | |
|--------------|--------------|
| 区長会研修補助金 | 社会福祉協議会補助金 |
| 商工会補助金 | 貴志川漁業協同組合補助金 |
| チューリップ園補助金 | 柿の市補助金 |
| 農林商工祭補助金 | 森林組合補助金 |
| 健康祭り実行委員会補助金 | 傷痍軍人会等補助金 |
| 学校夢作り補助金 | ふれあいマラソン補助金 |
| 夏祭り補助金 | |

区分	18年				19年度				20年度				21年度				22年度				23年度
	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	
補助金の見直し期間					費用対効果、他団体等との調整、試算、検証				第1段階運用												
					費用対効果、他団体等との調整、試算、検証				第2段階運用												
					費用対効果、他団体等との調整、試算、検証				第3段階運用												

(3) 各種施策の見直し

- | | |
|---------------|------------|
| 議長交際費 | 町長交際費 |
| 教育長交際費 | 職員事務服貸与 |
| 旅費 | 非常勤職員等雇用制度 |
| 事務用消耗品の削減 | 敬老会事業 |
| 公用自動車の保有台数の削減 | 各種検診事業 |
| 職員駐車場使用料の見直し | 基準外繰出の抑制 |
| コミュニティバス運行事業 | 広報紙の見直し |

区分	18年				19年度				20年度				21年度				22年度				23年度
	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	
施策等の見直し期間					費用対効果、他団体等との調整、試算、検証								第1段階運用								
									費用対効果、他団体等との調整、試算、検証								第2段階運用				
													費用対効果、他団体等との調整、試算、検証								第3段階運用

2. 業務委託及び指定管理者制度の推進

(1) 業務委託

業務委託については、定員の適正化を進めていく中で住民サービスの低下を抑えつつ、行政運営の効率化を図るために民間委託が可能で且つ経費節減を図れるものについて、積極的に委託していきます。

業務委託の状況

業務の全部を委託しているもの

本庁の清掃	本庁舎の夜間警備
水道メーター検針	職員検診
独居老人安否確認	コミュニティバス運行
生活管理指導員派遣事業	外出支援サービス事業
生きがい活動支援通所事業	

業務の一部を委託しているもの

総合行政システム処理	ゴミ収集・ゴミ処理
道路等維持管理業務	農業集落排水施設維持管理業務
水道料の徴収	税金等（滞納分）の徴収

全部直営

公用車の運転	ホームページ作成・運営
学校・保育所給食	案内・受付業務
総務関係事務	調査・集計業務
電話交換業務	

(2) 指定管理者制度

指定管理者制度については、住民サービスが多様化・高度化する中で民間事業者の管理運営に関するノウハウや能力を活用しつつ経費の削減を図るため、町の財政負担、公共性の確保、施設の管理及び管理受託者の運営面を検証したうえで十分サービスの向上が図れる施設について、導入をすすめます。

指定管理者制度により運営している公共施設

現在、指定管理者制度を次の3施設に導入していますが、この施設については、「住民サービスの向上」と「経営の健全化」を図れるように指導して行きます。

山の家おいし

みさと温泉かじか荘

毛原オートキャンプ場

指定管理者制度の導入を検討できる施設

指定管理者の導入については、検証・検討を重ね制度を導入する事により住民サービスの向上が図れるものについて、導入に向けて調整していきます。しかし、導入により財政負担が増加するもの又は、公募による希望者が見込めないものについては、導入を見送ります。

ふれあい公園

農村センター

区分	18年				19年度				20年度				21年度				22年度				23年度
	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	
ふれあい公園									資料収集、検証・検討期間				方針決定								
農村センター																	資料収集、検証・検討期間				方針決定

3. 組織・機構改革

組織・機構については、合併後、住民の利便性を一番と考えた体制をとっていますが、定員の適正化を進めていくうえで職員数を計画的に減らしていくこととなります。このような中、住民サービスの低下を極力押さえつつ安定した行政サービスを提供するためには、公共施設の統廃合及び町有財産の処分によりランニングコストを抑制し、効率的な組織の再編を行う必要があります。

組織・機構改革で目指すもの

町民が利用しやすく、町民の声を適切に反映すること

組織のスリム化

職員の意識改革

事務処理・意思決定の迅速化

行政課題に迅速かつ的確に対応できること

指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確なこと

見直し対象となる施設

区分	18年				19年度				20年度				21年度				22年度				23年度
	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	
町民会館					調査・検証期間								方針決定								
文化センター					調査・検証期間								方針決定								
支所及び出張所					調査・検証・調整期間												方針決定				
保育所									調査、関係者等と調整期間				方針決定								
小中学校					諮問会議及び調整期間								方針決定								
自然体験世代交流センター管理					調査、関係者等と調整期間								方針決定								
天文台									関係機関・関係者との調整期間								方針決定				
セミナーハウス					調査、関係者等と調整期間								方針決定								
にう木工					調査、関係者等と調整期間								方針決定								
雨山水辺公園					調査、関係者等と調整期間								方針決定								
創作館					調査、関係者等と調整期間								方針決定								
公民館									調査、関係者等と調整期間								方針決定				

4. 定員管理の適正化

(1) 定員管理の適正化

本町は、旧野上町、旧美里町及び野上美里消防組合が平成18年1月1日の合併により職員数241人（うち一般行政関係職員145人、教育関係職員30人、消防職員33人、公営企業等関係職員33人）の町となりました。定員については、合併以前それぞれの団体で、町の規模並びに財政力に応じた定員となるように適正化に取り組んできた結果、過去5年間で27人を削減しています。しかしながら、合併したとはいえ町の財政力は脆弱であり、町財政の健全経営を維持していくためには、合併の特例期間内に組織・機構の再編成、公共施設の統廃合及び事務の簡素化・合理化に取り組むつつ住民サービスの低下を極力押さえるよう定員の適正化を図っていきます。

(2) 定員適正化

計画期間：平成18年度～平成22年度5年間

目標数値

平成18年4月1日における職員数241人を基準とし、5年間で23人の削減を行い、平成23年4月1日における目標職員数218人とする。

区分	職員数	削減数	削減率
平成17年4月1日職員数	252人	25人	9.9%
平成22年4月1日目標職員数	227人		
平成18年4月1日職員数	241人	23人	9.6%
平成23年4月1日目標職員数	218人		

今後の目標職員数の推移

平成18年度から平成22年度

[単位：人]

年 度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総 職 員 数	241	237	234	232	227	218
年 内 採 用 予 定	0	0	2	2	3	2
年 度 末 退 職 予 定	4	3	4	7	12	9

削減にあたっての考え方

職員の採用は、原則退職者に対し4分の1の補充を基準とする。また、職員の退職勧奨の制度を推進し、紀美野町の適正な職員数に近づけるように努めていきます。

5. 給与・手当の支給制度等の適正化

(1) 給与・手当の適正化

当町は合併以前から給与適正化の取組が遅れていたため、合併後も依然ラスパイレス指数は低位（平成17年度ラスパイレス指数【全国町村平均：93.7、旧野上町：89.3、旧美里：85.7】）を推移しています。その為、財政状況を勘案しつつ地域給与の状況、モデル値及び類似団体を参考に給与の適正化に努めます。また、手当に関する制度については、国家公務員の給与制度を基本的に基準としてきましたが、一部の手当（特殊勤務手当・通勤手当）については、町独自に運用しています。そのため、今後5年を目途に国と運用に相違のある各手当の見直しに努めます。

特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当のうち月額による支給しているものについては、実績支給及び統廃合に向けて支給制度の改正に取り組めます。

区分	18年				19年度				20年度				21年度				22年度				23年度
	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	
診療等手当		資料	調整	方針	実績	実績	実績	実績													
往診手当		資料	調整	方針	実績	実績	実績	実績													
医師常駐手当		資料	調整	方針	実績	実績	実績	実績													

単身赴任手当

単身赴任手当については、職員の住宅と配偶者の住宅との交通距離について、国の支給基準を参考に19年度中に定めます。

(2) 人事評価の導入

人事評価については、国の指導に基づき導入を図っていきます。その為、人事評価研修等を活用し全庁統一的な評価基準が確立できるように取り組んでいきます。また、評価結果については、昇給・昇格の反映に積極的に取入れるように努めていくと共に、勤勉手当の成績率に導入していくように努めて行きます。

人事評価導入に向けての取組

特定職員を対象に18年度より人事評価研修を実施し、後年度において評価試行期間を経て特定職員から順次導入して行きます。

区分	18年				19年度				20年度				21年度				22年度				23年度
	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	
研修等					研修・評価内容の検証等期間																
特定職導入									試行期間を含め導入開始												
一般職導入													試行期間を含め導入開始								

6. 公社等の見直し

(1) 公社等の現状

紀美野町の公社は、町の行政施策のスムーズな運営のため密接に連携しながら町民生活の向上と町の発展に寄与することを目的に、町の100%出資により設立された法人です。しかし、公社の運営は町と連携していることから、経営の悪化による町財政への影響が危惧されています。その為、町としては、公社の健全運営に向けて指導して行きます。

土地開発公社

現在未販売の土地が17,886.87m²(3億2千万円)で、2億5千万円の借入金があります。今後は、景気の回復による金利の上昇に伴い支払利息が増加することが懸念され、公社を健全運営することが困難となっています。よって、未販売の土地の処分についての販売方法や価格について、不動産市場を参考に方針を検討し指導して行きます。

ふるさと公社

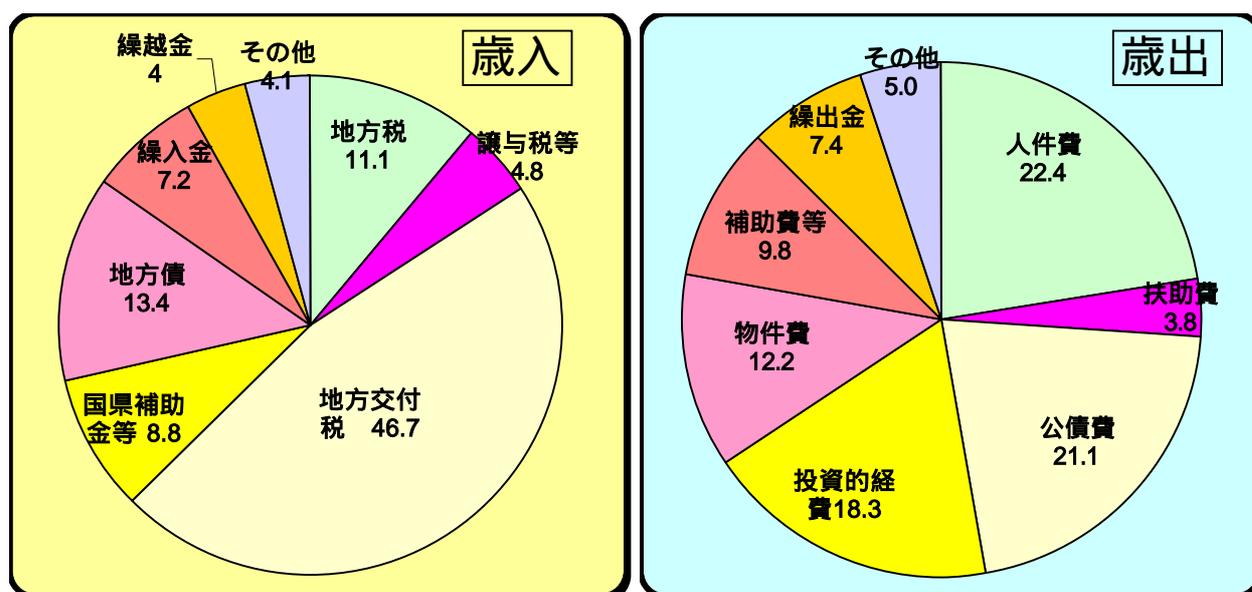
ふるさと公社では、美里温泉かじか荘及び毛原オートキャンプ場を指定管理者制度により運営していますが、近年の景気の低迷と宿泊客のニーズの変化に影響を受け、宿泊利用者の減少に伴い料金収入が少なくなっています。当施設が現状のまま継続することは、今後の経営状況により町財政への影響が懸念されます。今後の経営改善を図るため設備投資並びに運営投資に十分検討・検証しながら、効率的並びに効果的に投資を行なっていきます。

7. 経費節減等の財政効果

(1) 財政削減への取組

当町における歳入は、地方税11.1%と自主財源が少ないのに対して、地方交付税46.7%、地方債借入13.4%等の依存財源が大半を占めているのが実情であります。しかしこの依存財源については、三位一体の改革等により年々削減されています。また、歳出については、人件費22.4%、公債費21.1%などの経常経費が多額であり経常収支比99.1と高い値となっています。

このような中、当町では歳入の増加が見込めないことから、歳出の抑制に努める必要があります。特に人件費と公債費の抑制は重要改善項目であり、人件費については新規採用を抑え、公債費については新規発行を抑えつつ可能な限り繰上償還を行っていきます。また、その他の経費については、各事業の必要性・緊急性等を検証し、事業実施による費用対効果に基づく歳出全般の効率化と予算配分を行なうとともに、安定した財政基盤の確立を図っていきます。



財政の健全化に向けて歳出削減のための目標値を国の政策等による新規事業分を除き次のとおりとする。

○施設維持等の見直し

平成17年度決算比5%程度を計画期間内において削減する。

平成17年度決算額	41,704千円
平成22年度目標額	39,700千円
計画期間削減目標額	2,004千円

○補助金等の整理合理化

平成17年度決算比3%程度を計画期間内において削減する。

平成17年度決算額	752,792千円
平成22年度目標額	730,000千円
計画期間削減目標額	22,792千円

○投資的経費の見直し

平成17年度決算比15%程度を計画期間内において削減する。

新規事業については、新町建設計画に掲載事業以外は、特別な事情がない限り実施しない。既存事業にあっても費用対効果や公共性の低いものについて、事業規模を縮減していく。

平成17年度決算額	1,369,237千円
平成22年度目標額	1,160,000千円
計画期間削減目標額	209,237千円

○物件費の見直し

平成17年度決算比5%程度を計画期間内において削減する。

平成17年度決算額	938,807千円
平成22年度目標額	892,000千円
計画期間削減目標額	46,807千円

○人件費の見直し

平成17年度決算比5%程度を計画期間内において削減する。

平成17年度決算額	1,723,344千円
平成22年度目標額	1,635,000千円
計画期間削減目標額	88,344千円

8. 地方公営企業関係

(1) 水道事業の取り組み

水道事業の使命である「安全で良質な水道水を安定的に供給する」ことを将来にわたって全うするため、経営の健全化に努めています。しかし近年では、人口の減少や施設の老朽化に伴い経営環境が厳しくなっていることから、水道事業における経営改善に取り組まなくてはなりません。特に公営企業は、独立採算の原則により受益者が負担する使用料等を中心に経営することが基本と考えられますが、簡易水道においては、採算性が低く一般会計からの繰出金を受けて運営しています。

【上水道事業における経営健全化の推進】

安全で良質な水道水を安定的に供給するための取り組み

長期的・計画的に漏水を改修し有収率の向上を図る。

事務費や維持管理費の節減に努める。

滞納者には給水停止などの措置を講ずるなど、未収金の回収に努めます。

組織の見直し、業務の民間委託を進めることにより、経費の15%の削減を目指します。

公認業者の育成に努め組織強化を図る。

【簡易水道事業における経営健全化の推進】

安全で良質な水道水を安定的に供給するための取り組み

計画的に漏水を改修し有収率の向上を図ります。

簡易水道への加入促進に努める。

組織の見直し、業務の民間委託を進めることにより、経費の15%の削減を目指します。

事務費や維持管理費の節減に努める。

滞納者には給水停止などの措置を講ずるなど、未収金の回収に努めます。

現在は料金体系が統一されていないことから、住民の合意を得ながら平成21年度に料金統一を目指します。